



生活支援特別給付事業

〔 制度内容 〕

既存の福祉制度における対応が困難で、用具の給付等の必要性（医師意見書により判断）がある方を対象とした、日常生活用具費給付制度です。手帳の交付を申請中の方で、病状等により用具を至急必要と認められる場合は、決定までの救済措置としての利用も可とします。この場合、本制度を優先するものとし、手帳交付後の精算等はいたしませんので、ご了承下さい。



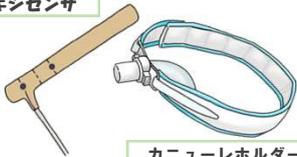
〔 対象者 〕

- ①根室市内に住所を有し、居住していること。
- ②障害者総合支援法、介護保険法その他の法律による支給制度を受けられないこと。
- ③日常生活用具の必要性を認める医師の意見書を得ることが出来ること。

〔 給付内容 〕

対象品目購入における用具販売者の見積額のうち、「市民税課税世帯は1/2」「市民税非課税世帯は2/3」を、下記の給付限度額の範囲内で給付します。

オキシセンサ



カニューレホルダー

〔 申請に必要なもの 〕

- ①申請書
- ②業者の見積書
- ③医師意見書（様式あり）
- ④医師意見書取得にかかる領収書
- ⑤通帳
- ⑥印鑑

支給品目	給付限度額	支給品目	給付限度額
補聴器(購入) 片耳につき。医師意見書により両耳を認めるものとする	50,000円	補聴器(修理) 片耳につき。1年に1回のみ。	10,000円
たん吸引器	30,000円	点滴スタンド	10,000円
ネブライザー(吸入器)	20,000円	パルスオキシメーター	10,000円
車いす 施設入所・GH入居者も医師意見書により必要性が認められた場合給付を可とする。	30,000円	IHコンロ	20,000円
気管切開カニューレホルダー 1年度中1回のみ（※令和6年4から追加）	48,000円	動脈血中酸素飽和度測定器用消耗品 1年度中3回のみ （※令和6年4から追加）	4,900円
医師意見書 世帯の課税状況に関わらず実費とする。 （※給付限度額超過分は自己負担）	3,000円	【問い合わせ先】 根室市役所社会福祉課福祉担当（窓口8番） TEL 0153-23-6111	